Government Educational Loans
国の教育ローン お申込手続のご案内

このたびは、「国の教育ローン」インターネット申込をご利用いただき、ありがとうございました。
今後のお手続きについて、ご案内させていただきます。

必要書類を郵送してご提出される方

書 類 の 準 備

① 必要書類のご準備 2枚目の「必要書類のご案内」をご覧ください。

② メールに記載された教育ローンセンターへご郵送

メールのリンク先から、教育ローンセンターのあて名等が記載された用紙を印刷してご利用ください。



運転免許証(両面)・マイナンバーカード(表面のみ)・パスポートのいずれもご提出いただけない等の場合は、教育ローンコールセンターへお問い合わせください。

必要書類をアップロードしてご提出いただいた方

審 査

③ ご本人確認・お借入意思確認の連絡

④ 審査(*)

⑤ 審査結果(契約書等)の通知

(*)審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

ご 契 約

⑥ 所定のご契約手続きを実施

⑦ ご融資金の送金

(公財)教育資金融資保証基金による保証をご利用いただく場合は、ご融資額、ご返済期間および利息のみのご返済期間に応じた保証料をご融資金から一括して差し引かせていただきます。

お願い

- 必要書類のご提出がない場合は審査を行うことができませんので、速やかにご提出いただきますようお願いいたします。
- 審査結果については、書類受領後10日間程度でご連絡いたしますが、必要書類に不備がある場合は、審査に時間がかかることがあります。
- 審査またはご契約時にお申込人ご本人さまにご来店いただくことや、ご提出いただいた書類の原本を確認させていただくことがあります。

「国の教育ローン」に関するご相談、ご不明点に関するお問い合わせは

教育ローン
コールセンター
ナビダイヤル

ハロー コール
0570-008656(※) または ハロー コール 03-5321-8656

受付時間 月～金 9:00-19:00 (土日祝日、年末年始を除く。)

(※)無料通話、かけ放題プラン等の割引サービスの対象外

JFC 日本政策金融公庫

◆ 必要書類のご案内 ◆

お手続きの際に必要となる書類について、ご案内させていただきます。
以下の書類をご準備いただき、ご郵送ください。
なお、必要書類をアップロードしてご提出いただいた方はお手続き不要です。

必要書類	原本／コピー	留意点
□１ 世帯全員（続柄を含む。）が記載された住民票の写し（原本）または住民票記載事項証明書	原本	○本籍地および個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご用意ください（本籍地および個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、黒く塗りつぶしてください。）。
□２ 以下の書類のいずれか一つ ・運転免許証（両面） ・マイナンバーカード（表面のみ） ・パスポート	コピー	○パスポートの場合は、現住所の記載があるものに限ります。 ○いずれもお持ちでない場合は、教育ローンコールセンターへお問い合わせください。 ○コピーの場合は、本籍地の記載を黒く塗りつぶしてください。
□３ 源泉徴収票または確定申告書（控）		○いずれも直近分をご用意ください。
□４ 次の両方のお支払い状況を確認できる預金通帳や領収書など （最近６ヵ月分以上） ・住宅ローン（または家賃） ・公共料金		○コピーの場合は、預金通帳の金融機関名がわかる部分のコピーも併せてご用意ください。 ○公共料金（電気、ガス、水道、電話など）は、２種類以上確認できるようご用意ください。 ○コンビニエンスストア等でお支払いされている場合は、領収書（最近６ヵ月分以上）をご用意ください。 ○クレジットカードでお支払いされている場合は、カード利用明細書を預金通帳と併せてご用意ください。
□５ 入学資金のお申込みの場合 合格を確認できる書類 （合格通知書、入学許可書など）		○合格前のお申込みの場合は不要です。 ただし、お申込み後ご契約時までにご提出いただきます。
□ 在学資金のお申込みの場合 次の両方の書類 ・在学を確認できる書類 （学生証、在学証明書など） ・お使いみちを確認できる書類 （授業料納付通知書など）		○外国の学校へ入学される場合は、学校の概要等が記載された学校案内、募集要項などをご用意ください。
□６ 今回のお申込にかかる学生が自宅外通学（予定）者の場合 自宅外通学が確認できる書類 （不動産賃貸借契約書など）		○自宅外通学予定の場合は、貸借予定の物件明細などをご用意ください。
□７ 日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）のご利用をご希望の場合 お申込人名義の送金先口座の預金通帳（表紙・見開き１ページ目）		○詳細については、事前に「公庫ホームページ」をご覧ください（日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）の取扱支店についても、ご確認ください。）。 ○返済口座としてご利用中の預金口座を送金先とする場合、預金通帳コピーのご提出は不要です。

※　審査またはご契約時にお申込人ご本人さまにご来店いただくことや、ご提出いただいた書類の原本を確認させていただくことがあります。

ご提出いただいた書類等（窓口でコピーした書類を含む。）は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

No. ２とともにご郵送またはご持参ください

保証依頼書（インターネット・署名提出用）No. 1

保　証　依　頼　書

公益財団法人教育資金融資保証基金　御中

私は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から教育資金を借入れるにあたって、下記の「基金におけるお客さまの情報に関する取扱」について同意し、かつ、下記の保証委託契約条項について承認したうえで、公益財団法人教育資金融資保証基金（以下「基金」という。）にその保証をお願いします。

保証依頼者（お申込人）のお名前	ﾌﾘｶﾞﾅ 自　署	性　別 1　男性 2　女性	保証依頼者生年月日、年令 昭和・平成・令和	年　月　日	満　才	学生との続柄
ご　住　所	〒　－　　ﾌﾘｶﾞﾅ 都道府県 （○を付けてください。）一戸建て・マンション・アパート・社宅・公団・公営・寮（　　号室）					
学　生のお名前	ﾌﾘｶﾞﾅ	学生の生年月日、年令 昭和・平成・令和	年　月　日	満　才	保証依頼者自宅ＴＥＬ （　　）－（　　）－（　　） 保証依頼者携帯ＴＥＬ （　　）－（　　）－（　　）	
保証依頼金額（お申込金額）	万円	該当する項目に○を付けてください。 1　交通遺児家庭　2　母子家庭または父子家庭　3　交通遺児家庭かつ母子家庭または父子家庭　4　その他				

＜基金におけるお客さまの情報に関する取扱＞

1　お客さまの情報の利用目的

この保証依頼書および提出書類により基金へご提供いただく保証依頼者の方およびそのご家族の情報または基金が収集する保証依頼者の方およびそのご家族の情報の利用目的は次のとおりといたします。

（1）お客さまご本人の確認（保証制度をご利用いただく要件等の確認を含む。）

（2）保証に関する基金と公庫との間における情報交換

2　個人信用情報機関の利用等

（1）基金が加盟する個人信用情報機関（注の１）および同機関と提携する個人信用情報機関（注の２）にお客さま本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、住所等）を提供し、お客さまの個人情報（当該各機関の加盟事業者によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含みます。）を照会すること、およびお客さまの個人情報が登録されている場合には、基金がそれを与信取引上の判断（返済能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。以下同じ。）のために利用します。

（2）基金がこの申込に関して、基金の加盟する個人信用情報機関を利用した場合には、その利用した日および本申込の内容等が同機関に１年を超えない期間登録され、同機関の加盟事業者によって自己の与信取引上の判断のために利用されます。

（注）個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、加盟事業者名等は各機関のホームページに掲載されています。

1　基金が加盟する個人信用情報機関

・　全国銀行個人信用情報センター（https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/　TEL 03-3214-5020）

2　同機関と提携する個人信用情報機関

・　株式会社日本信用情報機構（https://www.jicc.co.jp/　TEL 0570-055-955）

・　株式会社シー・アイ・シー（https://www.cic.co.jp/　TEL 0570-666-414）

保　証　委　託　契　約　条　項

第１条（保証の委託）

私は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から教育資金貸付の融資を受けるにあたり、公益財団法人教育資金融資保証基金（以下「基金」という。）に保証依頼書を提出し、その保証を委託します。

第２条（保証の範囲、形態等）

私が、基金に委託する債務保証の範囲は、私と公庫の間で締結する教育資金貸付の借用証書による借入金並びに約定利率による利息及び損害金（当該約定利率の割合による額）とし、その保証の形態は連帯保証とします。また、その他の保証の方法や内容については、基金と公庫との間に締結されている教育資金融資保証基本約定書に定めるところによるものとします。

No. １とともにご郵送またはご持参ください

第３条（借用証書の条項の遵守）

私は、基金の保証を得て融資を受けるにあたっては、この契約条項のほか、私が公庫との間に締結する教育資金貸付の借用証書の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を支払います。

第４条（保証料）

１　私は、基金の保証により借入れをしたときは、基金の保証料一覧表に定められた算出方法による保証料を支払います。その支払いの方法は、基金の定めるところによるものとします。

２　私は、基金が既に納入された保証料の一部を私に返還するのは、私が違算による過払いをした場合及び私が期限前に公庫に対する債務の全部を弁済した場合であって基金の定める基準を満たすときとすることに同意します。

３　私が、前項の規定に基づいて保証料の一部の返還を受ける場合には、返還の時期は基金の定めるところによるものとし、また、違算による過払いをした場合を除き、当該保証料の返還に要する費用は私の負担とすることに同意します。

４　私は、第２項に規定する場合以外は保証料の返還を請求しません。

第５条（保証受諾の時期）

私は、基金の保証を条件として公庫から教育資金を借入れることを承諾したので、保証料を支払い、かつ、公庫から借入金の交付を受けたときは、それによって基金の保証受諾があったものと認めます。

第６条（調査）

私は、この保証に関して、私の財産、収入、信用等について基金から調査を受けても異議を述べません。

第７条（保証債務の履行）

私が、公庫に対する債務の履行を遅滞したため、基金が公庫から保証債務の履行を求められた場合には、基金は私に対し何ら通知することなく、基金と公庫との間の教育資金融資保証基本約定書の規定に基づいて保証債務を履行できるものとします。

第８条（支払）

１　私は、基金が前条の規定により保証債務の弁済をしたときは、基金に対し、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに支払います。

２　私は、前項の規定により支払うべき金額について基金の弁済の日から、公庫との間で締結する教育資金貸付の借用証書による損害金の割合（年 365 日の日割計算）と同じ割合で算出した損害金を基金に支払います。

３　私は、この保証委託契約に基づく債務について、基金が何人から弁済を受けても異議を述べません。

第９条（弁済の充当順序）

私は、弁済金がこの保証委託契約に基づく債務及び私の基金に対するその他の債務の全額を消滅させるに足りないときは、基金が適当と認める順序や方法により充当することができ、その充当について異議を述べません。

第 10 条（事前求償権の行使）

私が、次の各号の一つにでも該当した場合には、基金が公庫に対し保証履行する前であっても、基金は求償権の行使ができるものとします。

（１）支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。

（２）手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

（３）住所変更の届出をしないなど私の責に帰すべき事由によって公庫に私の所在が不明となり公庫が督促できないとき。

（４）その他借主の信用状態に著しい変化が起こるなど、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 11 条（個人信用情報機関への信用情報の登録）

１　私は、次表に掲げる個人情報（その履歴を含みます。）が基金が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟事業者によって私の与信取引上の判断（返済能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。）のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
（１）氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含みます。）、電話番号、勤務先等の本人情報	次の各号に掲げる情報のいずれかが登録されている期間
（２）借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含みます。）	本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から５年を超えない期間
（３）基金が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から１年を超えない期間
（４）不渡情報	第１回目不渡は不渡発生日から６ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から５年を超えない期間
（５）官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から１０年を超えない期間
（６）登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
（７）本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から５年を超えない期間

２　私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟事業者に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟事業者によって相互に提供又は利用されることに同意します。

３　第１項及び前項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、加盟事業者名等は各機関のホームページに掲載されています。

なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（基金ではできません。）。

（１）基金が加盟する個人信用情報機関

・　全国銀行個人信用情報センター（https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/　TEL 03-3214-5020）

（２）同機関と提携する個人信用情報機関

・　株式会社日本信用情報機構（https://www.jicc.co.jp/　TEL 0570-055-955）

・　株式会社シー・アイ・シー（https://www.cic.co.jp/　TEL 0570-666-414）

第 12 条（管轄裁判所）

私は、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。